

第九回国会 通商産業委員会 議決第六号

昭和二十五年十二月二日(土曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事 阿左美廣治君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 高橋清治郎君

今泉 貞雄君 小川 平二君

森谷雄太郎君 高木吉之助君

田中 彰治君 永井 要造君

中村 純一君 福田 一君

南 好雄君 加藤 鐵造君

砂間 一良君 田代 文久君

出席國務大臣 横尾 龍君

出席通商産業大臣 横尾 龍君

出席政府委員 首藤 新八君

通商産業政務次官 始蘭 伊平君

資源庁長官 岡田 秀男君

委員外の出席者 岡田 秀男君

通商産業事務官 岡田 秀男君

(資源庁次長) 岡田 秀男君

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

十二月二日

委員高木吉之助君及び砂間一良君辭任につき、その補欠として大野伴陸君及び池田峯雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大野伴陸君及び池田峯雄君辭任につき、その補欠として高木吉之助君及び砂間一良君が議長の指名で委員に選任された。

十二月二日

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第二五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会申入に関する件

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出第二五号)

電気事業再編成及び公益事業に関する件

○小金委員長 これより会議を開きます。

本委員会に特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案が付託になりましたので、この際これを議題として提案理由の説明を求めます。横尾通商産業大臣。

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案

第三項但書を削り、同條第四項中「同項」を「第十一條第一項」に改め、同條第六項を削る。

第六條第一項中「特別鉱害復旧公社」を「特別鉱害復旧特別会計(以下「特別会計」という。）」に改め、同條第五項を次のように改める。

主務大臣は、第一項若しくは第二項の認可をし、又は前項の規定により認可事項を変更しようとするときは、通商産業大臣に協議しななければならない。

第十一條を次のように改める。

(被指定者がその者の負担において施行する復旧工事)

第十一條 第二十五條第一項の認可を受けた者は、その者に係る特別鉱害の復旧工事(第五條第二項の規定により施行者が定められるものを除く。)について、その者の負担(第二十三條第一項但書の規定により費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その費用について、その者の負担)において、当該復旧工事を施行しなければならない。

前項の規定により復旧工事を施行すべき者は、その工事計画及び工事の完了の時期について、通商産業大臣の定める期間内に、その認可を申請しなければならない。

第六條第二項から第四項まで及び第七條から第十條までの規定は、前二項の場合に準用する。

第十二條中「石炭鉱業権等臨時措置法」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法」に改める。

「第三章 特別鉱害復旧公社」を「第三章 復旧工事の費用」に改める。

第十三條から第二十二條までを次のように改める。

第十三條から第二十二條まで 削除

第二十三條を次のように改める。

(復旧費の負担)

第二十三條 復旧工事に要する費用は、国の公共事業費又は行政部費によつて支弁されるもの、地方公共団体が負担するもの及び第二十五條第一項の認可を受けた者が第十一條第一項の規定により負担するものを除いては、特別会計が負担する。但し、他の法令の定めがある場合その他特別の事由のある場合において、国、地方公共団体及び第三條第二項から第四項までに規定する鉱業権者又は鉱業権者であつた者としての被指定者以外に、その費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その者の負担となる費用については、この限りでない。

前項の場合において、その復旧工事の施行の結果著しく利益を受ける者があるときは、通商産業大臣は、主務大臣に協議して、その利益を受ける限度において負担すべき工事に要する費用の額を定め、これを国庫に納付させることができる。

3 第一項本文に規定する特別会計の負担は、前項の規定による受益者負担金、第二十四條第一項の規定による納付金、第二十六條の規定による寄附金及び第二十八條第一項の規定による返納金を財源として支出し得る金額をもつて限度とするものとする。

第二十四條の見出しを「(納付金)」に改め、同條第一項中「復旧公社がその業務を行うのに要する費用」を「前條第一項の規定により特別会計が負担する費用」に、「復旧公社に納付」を「国庫に納付」に改める。

第二十五條の見出しを「(納付金の特例)」に改め、同條第一項を次のように改め、同條第二項中「金額とする。」を「金額とし、国の公共事業費によつて支弁される費用及び地方公共団体が負担する費用の額は、復旧工事に要する費用の額に、復旧工事の種類に応じて、別表に定める割合を乗じて算出した金額とする。」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第六項中「第四項」を「第十一條第三項」に、「前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。」を「第一項の認可は、なかつたものとみなす。」に改め、同項を第四項とし、同條第七項中「第四項」を「第十一條第三項」に改め、同項を第五項とする。

前條第一項に規定する納付義務者が、その者が同條第二項の規定により納付すべき金額の総額がその者に係る特別被害の復旧工事に要する費用の総額をこえる場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、その者に係る特別被害の復旧工事に要する費用の総額から、国の公共事業費によつて支弁される費用、地方公共団体が負担する費用、その者が第十一條第一項の規定により施行すべき復旧工事に費用及び第二十三條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をもつて、前條第一項の一定の金額とする。

第二十六條の見出しを「(寄附金)」に改め、同條中「復旧公社は、復旧公社」を「国は、特別会計」に改める。

第二十七條を次のように改める。
(特別会計からの復旧費の交付)
第二十七條 通商産業大臣は、第六條第一項の認可を受けた復旧工事の施行者から、当該復旧工事に要する費用のうち、通商産業大臣の定める毎一定期間内に施行する工事に要する費用であつて、第二十三條第一項の規定により特別会計が負担するものにつき交付の請求があつたときは、その金額を交付するものとする。

第二十八條の見出しを「(返納金)」に改め、同條中「復旧公社から」を削り、「支拂」を「交付」に、「復旧公社に」を「国庫に」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、主務大臣は、遅滞なく同項の規定により認定した金額を通商産業大臣に通知しなければならない。
第二十九條から第三十二條までを次のように改める。

(強制徴収)

第二十九條 第二十三條第二項に規定する利益を受ける者が同項の規定により通商産業大臣の定める金額(以下「受益者負担金」という)を納付しないとき、第二十四條第一項に規定する納付義務者が同項の一定の金額(以下「納付金」という)を納付しないとき、又は前條第一項に規定する復旧工事の施行者が同項の規定により返納すべき金額(以下「返納金」という)を返納しないときは、通商産業大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をするときは、通商産業大臣は、同項に規定する納付義務者に対して督促状を発する。この場合においては、督促手数料として、十円を徴収する。

3 前二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、受益者負担金、納付金、返納金その他のこの法律の規定による徴収金を納付しないときは、通商産業大臣は、国税滞納処分の例により、これを処分する。

(延滞金)
第三十條 前條の規定により督促をしたときは、通商産業大臣は、受益者負担金、納付金又は返納金の金額百円につき一日八銭の割合

で、納期限の翌日からその納付の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

(先取特権の順位)

第三十一條 受益者負担金、納付金、返納金その他のこの法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税につき、他の公課に先立つものとする。

(国税徴収法の適用)

第三十二條 国税徴収法(明治三十二年法律第二十一号)第四條ノ七及び第四條ノ八の規定は、受益者負担金、納付金、返納金その他のこの法律の規定による徴収金に関する書類の送達に關し準用する。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條及び第三十四條 削除
第三十五條中「第十一條第二項」を「第二十三條第二項」に改め、同條第三項を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、同條に第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

第三十六條中「石炭局長」を「通商産業局長」に改める。

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の規定に違反して、同項の主務大臣の定める期

間内に認可を申請しなかつた者
二 第八條第一項(第十一條第三項)において準用する場合を含む。の規定に違反して、工事計画に従わないう復旧工事を施行し、又は工事の完了の時期までに復旧工事を完了しなかつた者
三 第十一條第二項の規定に違反して、同項の通商産業大臣の定める期間内に認可を申請しなかつた者

第三十八條を削る。
第三十九條第二号及び第三号中「第三十四條第一項又は」を削り、同條を第三十八條とする。

第四十條中「前三條」を「前二條」に改め、同條に次の但書を加え、同條を第三十九條とする。
但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第四十一條及び第四十二條を削る。
附則第二項但書中「及び復旧公社の清算」を、「受益者負担金、納付金、返納金その他のこの法律の規定による徴収金の徴収及び特別会計からの費用の交付」に改める。

別表として次のように加える。

復旧工事の 種類	割合	
	国の公共事業費に て支弁される費用	地方公共団 体が負担す る費用

土木 耕地 農業用 施設	三分の一	十分の一
上水道(水料 を徴収するも の)	三分の一	十分の一
下水道(水料 を徴収しない もの)	四分の一	十分の一
下水道	三分の一	十分の一

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 特別被害復旧公社は、この法律施行の日に通商産業省にその業務を引き渡さなければならない。

3 通商産業大臣は、昭和二十四年度の国の公共事業費によりその復旧のための工事の費用の全部又は一部が支弁された石炭事業による特別の被害について、昭和二十四年九月十六日の現在により第三條第一項の規定による認定をすることができ。

4 前項の規定により第三條第一項の規定による認定のあつた被害の復旧のための工事のうち、昭和二十四年九月十六日以後昭和二十五年三月三十一日までに施行し、工事を完了したものについては、第六條第一項の認可があつたものとみなす。但し、同項の工事に要する費用の額は、当該工事について国の公共事業費が支出された額を、工事の種類に應じ、別表に定める割合をもつて除して算出した金額とする。

5 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「閉鎖機關整理委員会又は特別被害復旧公社」

を「又は閉鎖機関整理委員会」に「閉鎖機関整理委員会令又は特別損害復旧臨時措置法」を「又は閉鎖機関整理委員会令」に改める。

6 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九を削る。
経済関係罰則ノ整備ニ關スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。

8 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「及びアルコール専売事業特別会計」を「アルコール専売事業特別会計及び特別損害復旧特別会計」に改める。
第二十六條第二項を次のように改める。

2 前項の部の外、札幌通商産業局、東京通商産業局及び広島通商産業局に石炭部を、福岡通商産業局に石炭部及び鉄部を置く。
第三十二條第二項中「施設部」を「開港鉄部」に改める。

第三十四條第五号中「会計の監査に關すること」の下に「（特別損害復旧特別会計に關することを除く。）」を加える。

第三十五條第一項中第五号の二の次に次の二号を加え、同條第二項中「施設部」を「開港鉄部」に、「前項第五号及び第五号の二」を「前項第五号の二から第五号の四まで」に改める。

五の三 特別損害の復旧に關す

ること。

五の四 特別損害復旧特別会計の経理を行ふこと。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○機務局長 たいだいま議題となりました特別損害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

特別損害復旧臨時措置法は第七回国会において成立をし、去る五月十一日公布、翌十二日から施行されておりますが、今回改正を必要といたしますのは次の二点についてであります。

第一は、特別損害復旧公社の廃止に關するものであります。現行法におきましては、鉄業権者等から納付金等を徴収し、これをプールした上で、主務大臣が認可する復旧工事の施行者に対して工事費を支拂ふことを主たる業務とする機関として、特別損害復旧公社が設置されておりましたが、同法附則第十三項の規定によりますと、本年十二月三十一日またはそれより早

いときに、通商産業省にその業務を引渡さなければならぬことになつておりますので、復旧公社を廃止し、新たに特別損害復旧特別会計を設けまして、通商産業省においてその業務を行うこととしたのでございます。

第二は、現行法第二十五條の被指定者がみずからの負担において施行する工事の規定の改正に關するものであります。御承知の通り、現行の公共事業の同及び地方公共団体の補助率のまゝでは、認定された特別損害の復旧工事費について多額の不足が生じてお

とになりますので、政府におきましては、特別損害復旧に対する公共事業の補助率を特別に引上げることにより、不足分を極力補填することに方針を決定いたしました。この場合現行規定によりまして、自己復旧をし得るのは、その者の納付金の総額が、その者にかかる特別損害の復旧工事費の総額から、国及び地方公共団体が負担する費用等を控除した額を越える場合について認められておりますので、右の補助率引上げの措置によりまして、自己復旧者が従来予定されておりました以上に増加し、納付金によるプール財源の確保の上からは、かえつて支障を来すことになり得るので、この改正法律案におきましては、自己復旧をし得るのは、その者の納付金の総額がその者にかかる特別損害の復旧工事費の総額を越える場合について認めるとし、また自己復旧者となつたときは、従来の補助率によつて算出されるその者の負担額を従来通り納付せしめることとした次第であります。

以上二つの点が今回の改正の要点であります。これに附帶しまして、この法律案におきましては附則第八項によりまして、通商産業省設置法の一部を改正いたしまして、資源庁炭政局施設部を開港鉄部にするとともに、福岡通商産業局には新たに鉄部を設けまして、従来の特別損害に關する行政事務とあわせまして、特別会計の経理事務をも所掌することとしたいたしました。必要なる條文及び字句の整理をいたしてあるのでございます。

なおこの改正法律案と一体をなしてゐる特別損害復旧特別会計法案につきましては、別に提案いたしますこととして

おります。また特別損害の認定も本年八月以降二回にわたつて慎重に現地調査を進めまして、この改正法律施行と同時に認定の公告をするよう準備を進めておりますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○小金委員長 次に第九国会すなわちこの臨時国会及び来るべき第十通常国会に通商産業省から提出される予定の法律案について説明を求めるところにいたします。首藤政務次官。

○首藤政務次官 この臨時国会に提案する法案をあらかじめ御報告申し上げておきたいと思ひます。

すでに御承知の通り、鉄業法と採石法は前国会以来の継続審議となつておるのであります。そのほかに新たにこの鉄業法施行法並びに中小企業信用保険法、特別損害復旧特別会計法、特別損害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、これをこの臨時国会に提案することに相なつておるのであります。なおほかに土地調整委員會議設置法、これは先般この委員會議の御要望があらまされたし、またなくとも鉄業法との関連上、法務府の方で提案いたしましたけれども、合同審査をお願いいたしますことになつて来る存する次第であります。従つてすでに大部分のものは提案されておるのであります。なおあとに残つておりますものは、中小企業信用保険法、これは大体オーケーがたれておりますので、来週早々御提案申し上げたいと考えておるのであります。それから特別損害復旧特別会計法も来週早々提案いたしたいと考えております。以上がこの臨時国会に對する通商産業省の提案の法案であります。

す。

なお次の第十国会に提案いたしたいと考えております法案を申し上げます。と、産業機械設備近代化法、これは多少最近行儀の狀態にありまされども、できる限りこれを立法化したしてまたその裏づけをはつきりいたしたいと考えておるのであります。それから高圧ガス保安法、計量法の施行法、これは計量法の施行に伴ひまして、経過規定を設ける必要がありまので、この法案をつくりたい。それから計量法、現行の度量衡法を時勢に即応しまして、根本的に改正いたしたいと考えておるのであります。それから輸出信用保険特別会計法の一部を改正する法律案、これは輸出信用保険を通じて輸出振興を確保するためにとりまして改正しなければならぬ点がありますので、この点を改正いたしたい。それから輸出品取締法の一部を改正する法律、これもまた取締り品目を拡大する等の必要が實際面にきて参りましたので、この法案をつくりたいと考えておるのであります。

なおまた鉄くず資源回收法の一部を改正する法律、これは鉄くずの回收がいよゝ重大問題と相なつて参りましたので、これも客觀情勢を考慮いたしまして適當な改正をいたしたい、かように存じておるのであります。それから中小企業等協同組合法の一部を改正する法律、これはすでに御承知の通り、現在の中小企業等協同組合法にいろいろの不備な点がありますので、これをなるべく緩和いたしたいといふことで、できる範囲内において改正いたしたいのであります。特許

法、実用新案法、意匠法、商標法の一部を改正する法律、これは手教料を改正した必要から提案いたしたのであります。弁理士法の一部を改正した法律、これも手教料を改正する必要からこの法案を提案したいと考えております。熱管理法、これは熱源の合理化使用をはかり、熱管理士試験を行う等、立法を行う必要がございましたので提案いたしたい、かように存じておるのであります。それから銃砲取締法、これは銃砲の製造、販売を取締り、保安を確保いたす必要がござりますので、あらためて立法いたしたいわけであり、これは現在御審議を願っております。これは現在御審議を願っております。銃業法の改正に伴いまして、資源の開発を民主的に運用をいたす必要が生じて参りましたので、新たに立法いたしたい次第であります。それから帝國鐵道株式會社法を廃止する案、これは御承知の通り戦時中にできた特殊会社でありますので、なお従来は特別会社であつたのであります。これを一般会社にしてよいという状態になりましたので、この特別会社の法案を廃止したいと考えております。

以上大体次の国会に提案したいと想定しております法案が十四あります。多少このうちでは中止になるものもあるかと存じますが、同時にまた新たに提案いたすものもござります。また、大體次の国会では通商産業省関係の法案が十四、五程度、かように御了承願いたいと存じます。

○小金委員長 以上で説明を終わりますが、ただいま事務局からの御報告によりますと、特別鐵道復旧特別會計法案はすでに国会に提出せられまして大

蔵委員会にかかつておるものであります。そこで特別鐵道復旧臨時措置法の一部を改正する法律案の審議と関連いたしまして連合審査を要求したかどうかと思ひますが、いかがでございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 それでは連合審査を申し込むことに決定いたしました。

○小金委員長 これより電氣事業再編成及び公益事業に関するボツダム政令について調査を進めます。昨日に引續いて質疑を續行いたしますが、今日は横尾通産大臣が御出席になりましたので、先般大臣に対する質疑を留保されておりました方に質疑を許します。福田一君。

○福田(一)委員 先日の委員会におきましていろいろの問題につきまして質疑をいたしたのであります。今日は通産大臣が御出席になりましたので、重要な点二つ三つ特に御質問申し上げたいと思ひます。

まず第一点といたしましては、再編成を行う場合において、さしあたり公益事業委員会というものをつくらなければならぬのであります。その人選につきましては政府としても非常に慎重にやつておいでになることと思ひますが、御存じのごとく、再編成法案で公益事業と言つております中には、電氣事業とガスが含まれておるのであります。公益事業委員の中には、ガスの関係者もお入れになるのが至当ではな

いかと考えておるので、この点をお伺いしたいのであります。

れども、私は電氣というものは電源の開発が非常に大事ではあるけれども、これに関連して、やはり電氣事業についていろいろと試験研究をするような研究機関も非常に大事ではないかと考えております。これは元の日本発送電には電力研究所がござりまして、電力の研究を進めておつたと存するのであります。今回再編成になりました場合には、この電力研究所というものは何らかの形において存置すべきものであると考えておるのであります。これに対する大臣の御意見を伺いた

い。

もう一点は、今度の再編成法案で九つの新会社ができるのであります。これに関連いたしまして、公益事業委員会では地方に支局を置くということ規定されておるのであります。従来通産局は全国で八つしかないものであります。しかし九つの新会社ができると電氣の生産、配分を行うという場合におきましては、おそらく大臣も九つの支局を設けられるようなお考えを持つておられると思ひますが、この点について大臣の答えを願ひたい。

○横尾通産大臣 福田さんの御質問にお答えいたします。公益事業委員会の委員の選任につきましては、お話の通り最も重大なことから考えます。これは總理大臣が任命されることであります。しかしながら電氣事業の主管大臣たる通産大臣としても、意見を具申するつもりでござります。これに對しまして、ただいまのお話のガス関係者といふことであります。但し今私がその方面の方を入れるか入れぬかとい

うことをこの席で申し上げることだけは、ひとつ御勘弁を願ひたいと思ひます。御要望の点は私承つておきます。それから第二の技術陣のことであります。御存じの通り、わが国の技術陣は至つて貧弱でござります。貧弱と申しますと失礼な言い方ではあります。練達の方が非常に少いのであります。しかるに、日露において電源開発に全力を盡されるために、技術陣を擁して技術研究をなさつておることに対しては、私は賛意を表する次第であります。私は、わが国において常に少い技術者を最も有効に利用するのには、何と申しまして外固にありま

るような形式を整えることがいいのではないかと、たとへて言いますと、コンサルティング・エンジニアのようなものを日本にも置きまして、技術陣を強化することが必要であるといふことを常に考えておるのであります。ましてや、せつかく集められた有数の技術者の方を散らかす。電力と申さず、電氣関係と申さず、発電所関係の土木工事技術者もある程度おられるかと思ひます。これらの方を九つの配電会社に分属せるといたしますならば、力を

わけけるようになりますので、これは少い技術陣の力をまとめることが必要と思ひます。従つて今後におきましてその方向に向つて、新しくできま

す。また、これは北陸だけであつてあるいはほかにも例があると思ひます。たとえば静岡県あるいは福井県のようなところでありまして、同じ県でありながら一つは關西の支局に、一部分は北陸の支局にというように相

なるのであります。行政区画を設けました趣旨から考えてみましても、また實際面の運用において、電氣料金が非常に違つておるといふ現状から見ましても、地方の行政官、さらには地方の消費者は、こ

ういう面

まして、御要望に沿ひたいと考える次第であります。さう御了承を願ひます。

○福田(一)委員 ちよつと速記をとめてください。

○小金委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○小金委員長 速記を始めてください。

○福田(一)委員 ただいま通産大臣のお言葉で九つの支局を設けられるやに承つたのであります。さういいたしますと、これは北陸の問題であります。実は北陸には通産局がないのであります。当然北陸にも公益事業委員会の支局を設けていただけ

る。従来は御存じのごとく、日本発送電が電氣に關しましてはほとんど統制的な立場で、生産、配分というか、発電、消費の面を實際にコントロールしてお

る。また政府が中心になつてこの仕事をやつておられたのであります。今度はその仕事に九つにわかれます。北陸にもそのうちのひとつであるといふことになるのであります。そうしますと、実はこれは北陸だけでなくてあるいはほかにも例があると思ひます。たとえば静岡県あるいは福井県のようなところでありまして、同じ県でありながら一つは關西の支局に、一部分は北陸の支局にというように相

なるのであります。行政区画を設けました趣旨から考えてみましても、また實際面の運用において、電氣料金が非常に違つておるといふ現状から見ましても、地方の行政官、さらには地方の消費者は、こ

る場合とか、あるいはその他いろいろの面におきまして非常に不満、不便が起るものであります。そのようなわけでありまして、今回の再編成の場合におきまして、これを適当に処理するといふ空気が強かつたのであります。ところが今度政令が出まして、この点についてはもちろん触れておりません。従つて私は、この法律をどうこうしていただきたいといふことは申し上げませんが、今度できる公益事業委員会というのに対して、通産関係の方からこういう要望があつた、またこれはそういう事情をよく御存じでありまして、そういう面について地方的にもそういう強い要望がある、また行政の施行の面から見ても、一応筋が通つておると私は考えるのであります。こういう点はひとつ十分その方面にも御連絡を願いたいと思ひますが、これに対する大臣のお答えを願ひたいのであります。

○横尾國務大臣 ごもつともな御意見でございます。よくその間の事情を勘案いたしましたして、なるべく御期待に沿ひたいと考えております。

○南委員 関連して……。今同僚福田さんからお話がありました北陸の問題は、地方的に見ますと非常に重大な問題であります。單に御考慮なさるといふ程度でなくて、私はかかる事態の発生をすでに一年、二年前から想像いたしましたして、北陸通産局設置の問題をしまして、前大臣、前々大臣に陳情いたしておつたのであります。そういう面につきましても、いつもただいま大臣がお答えになつたように、慎重に考慮するといふ程度のお答えで事態がこゝまで参りました。福井県の実例など

は、道一つは喜んで料金が違つたり、道一つは喜んで電気の節約程度が違つて来る。こういう東京などでは考えられない不便と申しますか、不平等、不均衡がそこにかかるのであります。どうぞ行政の末端にまでほんとうに気を配られまして、こういうようなことのないように、單に考慮するといふ意味でなくして、ほんとに地方民を救つていただくように繰返し私からもお願いしておきます。

○福田(一)委員 ただいま大臣から御答弁がありましたので、私がこゝで蛇足を加へることはいささかおかしいと思ひますが、区域を變更した場合には、電力というものは当然ついてまわる問題であらうと私は考えるのであります。この点もひとつお考え願ひておきたいといふ希望をまず申し上げておきます。

次に私のお伺ひたいと思ひますことは、今度の電力再編成法案によつて、物が動く、また人が動くわけでありまして、人と物と二つがわかれて行くことになるのであります。人の関係におきましては、この法案には何ら規定されておらないのであります。おおよそ職業の自由並びに職業の保護といふことは、現在の日本の憲法のもとにおきましては、ちやんと保障されておると思ふのであります。

〔委員長退席、中村委員長代理着席〕

従つて法案の中にそれに触れていない以上は、今回の再編成によつて人員の整理は行われぬのが当然であると私は考えるのであります。この点について大臣のはつきりした御意見が伺ひたいのであります。

○横尾國務大臣 お答えいたします。今の人員淘汰のことでありまして、私はこれは、新しくできる会社と今あります会社と両方通じて考えられるべきであると思ひます。私の考えとしては、絶対に淘汰がないとは断言いたしかねますが、さうなことがありまして再編成のために非常なる不幸を見ることのないように、これも先刻申しましたように、努力するといふことではいかぬと仰せられるかもしれせんけれども、さういふふうにぜひ公益事業委員会等に申し込んでおきたいと思ふのであります。

○福田(一)委員 ただいまの大臣の御答弁で一応了承しましたが、あとでつけ加へられましたように、努力するといふだけではわれわれは不満なのであります。これは絶対にやらないといふことをひとつ言ひ切つていただきたいといふのが、われわれの考えであります。しかしこれ以上追究してみても水かけ論になるかもしれせんが、おおよそ物がわかれ、それについて仕事をしておられる以上は、人員の整理などが行われるはずはない。しかし世の中といふものは、あたりまえのことがあたりまえに行われておりますれば何も問題は起きないのであります。このあたりまえのことがなか／＼あたりまえに行われぬところにいる／＼な問題が起るのであります。この点を大臣は特に考慮していただきたい、これは希望として申し上げておきます。

次に物の配分というか、分配というか、わけるといふか、その問題になるのであります。この電力再編成法案の別表の但書によりまして、公益事業委員会は、今後運営上の必要があつて

発電所に、送電所にこういう物をわけるときに、必ずしもこの別表に規定されておる通りしなければならぬわけでないといふことは明言されておるのであります。これは電線の増設の問題が非常に問題になりました折柄のことでもあり、この但書をうまく生かす、いわゆる活用するといふ面で御努力をお願いしたいと考えておるのであります。これについて大臣のお答えをお願いいたします。

○横尾國務大臣 ただいまのお話は、これもまた努力と言ふと御要望を輕視するかのごとくお考えのようでありまして、決して私は輕視した意味において努力するといふことを申し上げておるのではないので、實際にこれに努力するといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○福田(一)委員 通産省は、御存じのようにならば行政一般についての行政事務を持つておられるのであります。産業の合理化といふことは、通産行政の中でも最も重大な項目の一つであると考えておるのであります。大臣はこれについて、どういふお考えでありますか。

○横尾國務大臣 すべての産業について、ぜひ合理化をしなければならぬと思ひます。御存じの通り、わが国は戦争のあつたために企業の合理化及び整備等が中断しております。また技術の進歩も中断しておりますので、すべてのことを考え合はせて、ただ機械を更新するといふことのみならず、設備の改善、技術の進歩その他すべてを総合いたしまして、ぜひ合理化を進めて行きたいと思ふのであります。

○福田(一)委員 ただいま大臣から設

備の改善その他について、合理化をはからなければならぬといふ御答弁でありまして、私も同感であります。この点から考えてみますと、日本産業の中で特に電気を必要とし、従来電気をたくさん使用しておる産業が多々あるものであります。しかもその産業は競争前におきましては、自分で発電をいたしまして、それを使つて物を生産しておる。たとえば肥料のごときものはその例の最たるものであります。こういうふういふものがあります。こういうふうな産業といたしましては、電気は動力の中でも一番大事である。また生産コストの上でも相当な部分を占めますので、自分のところできつて自分のところでそれをうまく合理的に運営して、そしてそれをロスのないように使つて生産費を切下げるといふ努力をして來ておるのであります。ところが戦争前から電力の再編成が行はれて、さういふような自家発電もほとんど全部、日本発送電あるいは配電会社に帰属しておるというやうな現状であります。私はさういふ意味からいまして、日本の産業を合理化して行くといふ面から見まして、電気を最も必要とするやうな産業におきましては、発電から消費までを、その会社に全部持たしてしまふ方が、合理的に仕事ができる、従つて生産コストの下ることも考えられると思ふのであります。この法案の内容を見ましても、こういう面につきましても何らさういふ意圖が盛られておらない。どういふわけであつておるのかわかりませんが、おそれるべきところは考えが及ばなかつたのではないかと私は考える。もししかりといたしますならば、通産行政の面から見まし

て、この法案を活用する意味合いにおいて、これらの点についてもひとつずつ分研究して、そうしてこれを實現する方向に持つて行つていただきたいと思ふのでありますが、これに対する大臣のお考えはいかがでありますか。

○横尾國務大臣 これに対して……
ちよつと速記をとめてください。

○中村委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○中村委員長代理 速記を始めてください。

○福田(一)委員 次に伺いたいのは、從來公共団体が電氣事業を営んでおつた場合がしばしばあつたのでありますが、日本発送電ができましたために、こういうことをおやめになつた。ところが今後は新しく公共事業体が電氣事業を営んでいいという規定がここにあるのでありますが、私はこの法文を活用されて元電氣事業を営んでおつたような公共団体が、電氣事業をやりたいという場合には、できるだけ便宜をはからい、なるべくこれを許可するように行くことが、法を生かす、民の意思を反映するゆえんであると考えるのでありますが、大臣はこれに対してどのようなお考えを持つておられますか。

○横尾國務大臣 速記をとめてください。

○中村委員長代理 速記をとめてください。

○中村委員長代理 速記を始めてください。

○福田(一)委員 今私は、物の配分の問題、事業の復元というか、今後新し

く事業を行いたいというものを許してはどうかという意見を申し上げました。いま一つ追加してお聞きしたいことは、今度できる九つの新電力会社は、これは前にも増して非常な独占になるのであります。従つて私は非常に独占の弊害が出るおそれがあると思ふのであります。この独占の弊害を除くすためには、公益事業委員会というものがあつても、われわれはよほど注意しなければならぬ。こういう意味からいつても、公共事業体が、一般の消費者に何らの支障なくその事業をやれる、あるいはかえつて公衆のためになるというふうな仕事の内容をもつて事業の認可を申請して来るような場合には、なるべくこれを許していただきたいと思ふ。これはちやんと法文にあるのでありますから、そういう意味で法を運用されるものと確信いたしておりますが、大臣はどのようなお考えでありますか。

○横尾國務大臣 さうに御了承願つてつけつてあります。

○福田(一)委員 まだいろいろ問題もありまして、大分時間もたちましたので、私の質問はこれで打ち切ります。

○砂間委員 大臣に御質問したいと思つていますが、まず第一に、今度の電氣事業再編成の案は、これは集中排除法によつてなされたものと思ふのです。しかし集排法の指定を受けた会社は、日発のほかにもたくさんある。そのたくさんある会社が、二百六十数社も指定を解除されているにもかかわらず、特に日發電氣産業に対して分断を強行しなければならぬ、それも政令でか

つぎ出して強行しなければならぬその理由というか、その事情はどこにあるか、それからひとつお伺いしたいと思ふ。

○横尾國務大臣 集中排除法は、ほかにも解除されたところがあるとは私は考えますが、この電氣事業に対しては、解除されなかつたのであります。その理由については、私からお答えすることはできないのでございまして、それからもう一つ、なぜこれを出したか、これは向うからの指令でありま

すので、私からお答えいたしかねるのであります。

○砂間委員 答弁ができないのではし

かたありませんから、これはそのまま残します。今度の再編成令と公益事業令によりまして、再編成令の第一條に、「送電、送電及び配電を一貫して、各行各独立の事業体制を確立して、公共の利益のために電氣事業の再編成を行ふことを目的とする。公共の利益のためにやるのだ」ということがうた

れております。それから公益事業令の第一條の目的を見ますと、「電氣及びガスの料金を適正にし、その供給を豊富

且つ円滑にし、云々、それからその「電氣及びガスの使用者の利益を確保すると共に、」というふうなことがうたつてあるのであります。

〔中村委員長代理退席、委員長着席〕

私は電氣のことはしるうとでありま

すが、國民の代表として端的にお伺いしたいことは、この電氣事業を九つにぶつた切ることによつて、電氣が豊富になりま

すか。

○横尾國務大臣 現在においては、現在とかわらないものと思ひます。

○砂間委員 現在の瞬間においては現在とかわらない、そういうしますと、

発電量はそり急にかわるわけはないと思ひます。これまでは全国日發一社でうまく融通してやつておつたが、今度はずた／＼に分断しますと、その間の融通がはたしてうまく行くかどうか、この点はどうですか。

○横尾國務大臣 現在一箇所でいろいろ指令をしておられると同様に、公益事業委員会においてやりますので、現在の方式と大して差はないと思ひます。それによつて現在より不便になる

とは考えないのであります。

○砂間委員 私はむしろそれが阻害さ

れるのじやないかと思ふ。この点については、詳しいことを議論しておりますが、長くなりますから、ごく簡単に申

しますが、せんだつての電氣事業の審議会の答申を見まして、本州及び九州における日發及び配電の二十三年度

発電電実績を基本として分析すると、各社間の年間融通電力量の総計は四十九億キロワット・アワーで、本州及び九州地区七社の発電端總需用電力量三百

十一億キロワット・アワーの一六％に當る。これを火力発電によつて補うと

すれば、石炭四百九十萬トン、百八十億円を消費しなければならぬ。こういうことになつておるのであります。こ

うことになつておるのであります。二十三年度の融通電力量四十九億キロワット・アワーのうち、発電所の運

轉波数の切りかえ、すなわちサイクル変更を伴つたものは十億キロワット・アワーであつた。分断後はサイクル変更を伴う電力融通は不可能となる。残り三十九億キロワット・アワーのうち、契約によつて融通し得ると見込ま

れるのは、十五億キロワット・アワーにとどまり、結局三十四億キロワット・アワーが融通不能となり、總需用電力

量三百一十一億キロワット・アワーに対して、なお一％の不足を生ずる。すなわち分断によつて融通が円滑になつて一％の不足を生ずる。こういうふうな答申が出ておるのであります。なお不足最大電力について見ましても、二十三年度の実績によつて分析すれば、本州及び九州地区各社間の融通最大電力は、總計九千九百萬キロワットであつて、總需用の二〇％に相當する。従つて電力融通が阻害された場合、九十九萬キロワットの設備が不足することになり、これを補うため水力を開発する

とすれば、約六百三十萬円の建設費を必要とする。極力融通しても、六十六萬キロワットが融通不能となつて、總需用最大電力に対し一五％の不足となる。こういうことになつておつて、分断することによつて融通が非常に阻害される。そのために一〇％ないし一

％が非常に電力不足を來す。こういうことが、さん／＼長いことかかつてある審議会の答申案に出ておるのであります。これらの点を見ますと、分断することによつて電力の融通を円滑にして、豊富低廉なる電力を供給するといふ趣旨に反すると思ふのであります

が、その点どうですか。

○横尾國務大臣 お答えします。現在やつておられるのは、現在もやはり九分割で指令してやつております。そして一つで指令してやつております。今後は公益事業委員会が指令してやつて、現在と同じ機構によつてやりますので、分断したために、一％もロスがあるとは私は考えません。現在のものをうまく利用ができなかつたら、あるいはそういうことがあるかもしれませんが、

けれども、それは考えられませんが、

量三百一十一億キロワット・アワーに

対して、なお一％の不足を生ずる。すな

わち分断によつて融通が円滑になつ

て一％の不足を生ずる。こういうふう

な答申が出ておるのであります。な

お不足最大電力について見ましても、

二十三年度の実績によつて分析すれ

ば、本州及び九州地区各社間の融通最

大電力は、總計九千九百萬キロワットであ

つて、總需用の二〇％に相當する。従

つて電力融通が阻害された場合、九十九

萬キロワットの設備が不足することにな

り、これを補うため水力を開発する

とすれば、約六百三十萬円の建設費を

必要とする。極力融通しても、六十六

萬キロワットが融通不能となつて、總

詳細の数字につきましては資源庁長官から御返答いたします。

○**通商産業委員会** たいだいま御指摘のございました点は、再編成の実行の上の一番大きな問題といたしまして、非常に長い間審議をいたしたわけであります。技術的な点から融通が不能になるものがキロワット・アワーで一％というお話であります。私どもの方の見解としては、この点は五％ないし六％であるというふうに考えておる次第であります。この融通の不円滑になりますと、電力の融通の円滑のために、御承知のように潮流式によりまして、大きい消費地には地域外の電源を、関西で申しますれば百六万キロワット、関東では六十何万キロワット、をつけておる次第であります。

そういうようにいたしまして、少くなくとも相互の融通を極力円滑にするわけでございますが、これは六十サイクルの方は六十サイクル、五十サイクルの方は五十サイクルの各社の契約に基づきましての給電操作の委員会のようなものを置きまして、これが公益事業の委員会の監督のもとに、できる限りたいていお話のありましたようなロスを少くする方向に持つて参りたい、かように存じておる次第であります。

なおこれは再編成によりまして、程度の見方はありますが、電力が豊富になるかどうかという点については、マインスの面でございますが、たいだいま御承知のように、配電関係、日発関係を合せまして、約三〇％というロスがございます。百万キロワットの電気も、消費者のところへ参りますときには七十万キロワットになるのであります。

す。しかもそのうちの六％ないし七％が専用でございます。どうして長い間こういふ専用というようないことがそのまま放置されているかという点に問題がございます。現在の日発と九つの配電会社とが、形は十の会社でありますけれども、完全なブル計算が行われまして、経理的な独立採算制度、自主的な経営の体制ができていないという点、何と申しまして根本的な問題であると考えてございまして、そういうロスの減少という点、その他の合理化が促進されるという面を考へますと、全体といたしましては電力は豊富になるといふことが言えると思ふのであります。

なお同時に電力の融通が一％——私どもの見解では六％でございますが、これは見解の違いでございますが、これはまたたくロスになるというのではございせん。それ／＼のその地元におきましての利用はできるわけでございます。このロスも絶対的なロスではないというところをつけ加えて申し上げたいと存する次第であります。

○**砂間委員** たいだいま大臣の御答弁によりまして強力な権限を持つた公益事業委員会が調整して行くからいいというお話でありました。しかしそれだつたら何も別に判断する必要はない。それからまた始末官資源庁長官の御説明に大いにうきやうきして行くつもりだから豊富になる予定だというのですが、そういう技術上の操作は何も判断しなくても、今までのままだつてそれはできないことではないと思ふ。そういう点からすれば、判断を積極的になさる理由というものは私は何ら発見することができない。

○**砂間委員** たいだいま大臣の御答弁によりまして強力な権限を持つた公益事業委員会が調整して行くからいいというお話でありました。しかしそれだつたら何も別に判断する必要はない。それからまた始末官資源庁長官の御説明に大いにうきやうきして行くつもりだから豊富になる予定だというのですが、そういう技術上の操作は何も判断しなくても、今までのままだつてそれはできないことではないと思ふ。そういう点からすれば、判断を積極的になさる理由というものは私は何ら発見することができない。

ことができない。次に料金の点についてお伺いいたしますが、ここで休憩してあとで續けてもらいたいと思ひます。少し長くなりますから……

○**小金委員長** ではしばらく休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後三時四十一分開議

○**小金委員長** これより休憩前に引続き会議を開きます。砂間一良君。

○**砂間委員** 大臣がお見えになりました。お見えになるまで少しばかりのことからお願いいたします。

まずお聞きしたいのは料金の点についてであります。豊富かつ低廉な電力を供給するというのが公益事業令の中にうたつてありますが、低廉な電力を供給するということは、電気を安くしてくれるということだと思ふのであります。九分制になりまして料金は安くなりますか。

○**首藤政府委員** 御承知の通りたいていは安全な独占であります。同時に国家管理になつておりますので、いろいろの面において、事務の取扱ひにおきましても、その他におきましても相当複雑な性格を帯びているわけでありまして、従つてこの過度競争力集中排除という目的は、なるべく競争させよう、そこに創意があり、努力があり、熱意がある、そしてそれを発展させようというところが基本的目的になつてゐるのではありません。今度の九分制も完全な自由競争の面にマツチはしておりませんけれども、少くとも九つの会社ができまします以上は、その間に相当業績成績を向上するとか、あるいは内部を合理化

すること等とか、いろ／＼な面においていい競争が行われるであろうと想定されるのであります。従つてもしも事務の上におきましても、その他の資材の面におきましても、いろ／＼くふりが行われまして、今日よりも少い経費によつて経営ができればぬか、またぜひともそういう面に指導して行かなければ相ならぬ、かように考えているのであります。従つて幸いにそういう面の合理化ができるならば、それだけ料金は低下いたしますことになるのであります。

○**砂間委員** そんなことは一つのことではあります。きのうから政務次官も御説明になつておられますように、九つの分劃いたしましたけれども、それ／＼の地区におきましてはやはり独占であります。地域におきましては供給区域を限定してあつて、そして二つ以上の会社に許さぬということがちやんと政令にうたつてある。その地域的な独占があるというところは、せんだつて来政務次官も言うておられる通りであります。そうしてみますと、自由競争にして何とかかんとか言つておりますけれども、そんなことはただ言ひ訳にすぎない。実際ににおきましては、九つの分劃することによつて地域的な料金のできることというものが非常ににはだしくなつて来ると思ひます。というところは、私ども／＼／＼資料について時間の関係もありましての申し上げませんけれども、あなたの方のお調べになつたものに、資料としてはつきり出ておるではありませんか。そういう面からしますと、電力の供給も決して円滑にならぬ。それからまた料金の点についても一向安くない。何のために分

割をやるか、私どもにはわけがわからないのです。何かそういう点について、ひとつ国民にわかりやすく御説明があつたら何いたと思ひます。

○**首藤政府委員** 安くなるということ是一片のりくつたという断定をされておりますけれども、これはお互いに想定だろつと私は考えるのであります。かくのごとき断定をするのは想定だと思ひます。同時にまたこの分劃は御承知の通り独占禁止法によつて実行されているのであります。この法律を基礎としてどうしてもこの再編成をしなければならぬという事態になつてゐることを御了承願ひたいと思ひます。

○**砂間委員** 集中排除法によつてどうしてもやらなければならぬかつたのなら、最初に指定した二百六十何会社をなぜ解除したのか。特に電気産業だけは、いろ／＼見返り資金を出すのやうな、あるいは電産の労働者の赤遣放をやつたり、首切りをやつたりして、やうして急速にボツダム政令まで出してやらなければならぬという理由が、どうして私どもには合点が行きませぬ。

○**首藤政府委員** 二百六十何社が解除されたということではあります。これらが解除されたにもかかわらず日発だけが解除されないというところは、結局日発の独占が最もはなはだしいということに結論がつけられると思ひます。

○**砂間委員** 日発の独占がはなはだしいことは、私どもにはよくわかつております。たとえば電力の割当にいたしましても、大口電力に対する割当は優先的に非常に豊富にやつてゐる。そうして小口電力、なかんずく電燈をつけ

ている一般の消費者、需用家に対しては、明らかなであります。特に今度朝鮮事案が始まりまして以来、軍需産業とか化学工業とかいう戦争準備の下請になるような工場に対しては豊富な割当をやつておつて、下の方に對してはごくわずかしかな割当てでない。そしてそれをちよつと超過して使つと、ものすごい超過料金で罰金をとられる。これでは実際にやつて行かない。しかも料金にいたしましては、大口料金に對しましては、二十万キロワット以上の需用家に対しては、水力において五十八、九萬という安いもので供給している。これは生産原価を割つていふような安い値段で供給しているが、一般の者に對しては非常に高い値段でやつていふのです。割当にしましては、そういうふうなえこひいきをやつていふ。そして大多數の一般國民、特に勤勞階級をしぼり上げて、もうかつた分をあの軍需工業や化学産業という方面に豊富に安くやつていふ。こういうことはこれまで日産がやつて来たことだ。そういう独占のやつてしまふ横暴なやり方を改めて、もつと民主的に電力の供給や料金制度ができるようにするのが民主化の線に沿つた本来の行き方だと思ひます。それを今度の九分割によつて、あべこべに、さらに独占を強化して行くようなやり方をやつていふのが、この割当料金のやり方ではないか。そういう点からすると、今度の九分割という行き方は、民主化の線に逆行する行き方である。独占を強化して行く行き方があると思う。そういう結果になると思ひますが、その点については政府はどうか。

いふふうにお考えになつております。○首腦政府委員 電力の供給面においては、さらに料金の面において、各産業の面と個人の面に非常なアンバランスがあるという御指摘であります。その通りであるのであります。しかしながら豊富でありまして、万人の所要するだけの供給力があれば、少くとも供給量の面におきましては、御指摘のようなことはないものでありますけれども、すでに御承知の通り現在におきましては、需給面に非常なアンバランスがありまして、供給が非常に不足しておるものであります。従つてどうしても同家目的を遂行する面に重点を置き、個人の目的は従たる立場に置かなければならぬのであります。かくする方が国家経済の発展、端的に言へば自立経済を完成いたし國家の治安を確保するといふ面の目的を遂行する上において適切な措置だ、かような信念のもとにこういう割当をいたしておるのであります。同時に料金の問題であります。が、これも大企業体に一氣にたくさん電力を流すのとわずかの電力を各個人に流すのとにおきましては、すでにコストが違ふのであります。設備その他におきましては非常にコストが違つて来るのであります。従つて結果においていろいろことになつております。が、しかしながら御指摘の通りこういう事態をいつまでも放任するといふことは遺憾でありますから、すでに御承知の通りあらゆる努力を払つて電源の開墾に邁進いたしておる。さらに積極的に新しいところの調査もいたしまして、できる限りすみやかに需用とマッチするだけの電力を確保いたしたい。

い。この点に精進しておることは御承知の通りであります。これが完成いたしましたれば、今御指摘のような事態は完全に払拭ができることに相なつて来るのであります。○砂間委員 電力の供給が不足しておることは私も承知いたしておる。金を授けながらサボつておつた。あるいは不正や賄賂をやつたり、いろんな仕事をこまかししたりして、サボつておつたという点が非常に大きい。しかしともかく不足しておる点はわかつておりますが、不足しておるについて、少なからずいかに何れも小口の消費者だけを犠牲にする必要はない。大資本家だけを犠牲にするというそういう行き方、そういう信念こそが大資本家本位、独占資本本位の考え方だと思ひます。ともかくこの点につきましてはいろいろ問題がありますけれども、時間の関係がありますのでこのくらいにしまして、今大臣がお見えになりましたので、何かの問題についてお尋ねいたしたい。

まず第一にお尋ねいたしたいことは、これは再編成令の附則の六以下にも、出ておりますが、なお公益事業令の方にもいろいろな条文が出ております。再編成令の附則の六に「指定会社は、電気事業法(昭和六年法律第六十一号)及び電力管理に伴う社債処理に関する法律の廃止又は新会社に対する出資若しくは譲渡の後といえども、なお原財団に属するものとし、原財団は、当該財団上に存する抵当権の消滅の後といえども、なお存続するものとする。」以下これに関連した問題があり

ますが、これに関連して私がお尋ねしたい点は、外貨債の処理の問題であります。まず最初にお尋ねしたい点は、この電力事業に対する外貨債はどのくらい残つていて、どういふふうになつておるかという事情からひとつ御説明願ひたいと思ひます。○横尾國務大臣 数字のことでありまして、資源庁次長から御説明いたします。○岡田説明員 電力事業に對します外債は大正十二年に東京電燈が三十万ポンドの外債に成功して以来、遂次各社におきまして外債を募集することに成功したものであります。その会社は大体東邦電力、日本電力、大同電力、旧信越電氣、東京電燈等でありまして、昭和十八年に外債処理の法律が

出まして、それによつて一應いろいろの手で処理いたしたのであります。現在のところ残つておりますのは、ドルの關係におきまして、二千四百五十三万五千五百ドル、ポンドにおきまして三百七十七万六千六百ポンド程度でありまして、円に換算いたしますと百十八億六千四百五十一万に及びております。

○砂間委員 そんな数字は私の方でも調べて一応わかつております。問題は昭和十八年の一月の議會で、外貨債処理法案が通過しまして、政府がそれを承継したところになつておるわけなのであります。ところがこれは日本の方で一方的に処理したことでありまして、外貨債の約款には、債権債務關係の變更は必ず主務大臣の承諾を得ることになつておるのであります。これが今外国の債権者との關係においてどういふことになつておるか。特に日産の工

場財団の抵当権等がどういふことになつておるか、こういう点を尋ねたいわけなのです。○岡田説明員 この十八年の外債処理法によりまして、まず本邦人その他友好國人の持つておりますところの外債は、本邦債に借りかえましたし、發行会社の所持しておりましたものは自己償却いたしました。その他のものは御承知の通り、政府が元金の支払い義務を承継したのであります。そして現在に及んでおるわけなのであります。今後外債の導入を促進するためにも、この旧外債の債権者の安心を請ふ必要がございますので、目下寄り／＼と外債をいかに処理すべきかという点について、關係方面と協議して、最も妥當な案を立案いたしたいと準備中でありまして。

○砂間委員 先ほど読み上げた外貨債処理法案によつて、政府承継の米英貨債の物上担保その他の原契約の効力は、元利支払い義務を除くほかこれを消滅させたことになつておるのであります。外国の債権者の原財団に對する担保権というものは消滅して、政府に肩がわりしておるものか、それとも生きておるものか、どうかという点であります。その点ひとつはつきりさせていたきたい。

○砂間委員 担保権だけは現在生きておるのでございまして、それを再編成後においても生かしておこうというものがこの附則の第六項の趣旨であります。

○砂間委員 そういたしますと、日産法ができるときに、全國の電気事業を一社にしまして、そして外貨債等も一まとめにして政府が肩がわりすると

場財団の抵当権等がどういふことになつておるか、こういう点を尋ねたいわけなのです。

○岡田説明員 この十八年の外債処理法によりまして、まず本邦人その他友好國人の持つておりますところの外債は、本邦債に借りかえましたし、發行会社の所持しておりましたものは自己償却いたしました。その他のものは御承知の通り、政府が元金の支払い義務を承継したのであります。そして現在に及んでおるわけなのであります。今後外債の導入を促進するためにも、この旧外債の債権者の安心を請ふ必要がございますので、目下寄り／＼と外債をいかに処理すべきかという点について、關係方面と協議して、最も妥當な案を立案いたしたいと準備中でありまして。

○砂間委員 先ほど読み上げた外貨債処理法案によつて、政府承継の米英貨債の物上担保その他の原契約の効力は、元利支払い義務を除くほかこれを消滅させたことになつておるのであります。外国の債権者の原財団に對する担保権というものは消滅して、政府に肩がわりしておるものか、それとも生きておるものか、どうかという点であります。その点ひとつはつきりさせていたきたい。

○砂間委員 そういたしますと、日産法ができるときに、全國の電気事業を一社にしまして、そして外貨債等も一まとめにして政府が肩がわりすると

場財団の抵当権等がどういふことになつておるか、こういう点を尋ねたいわけなのです。

○岡田説明員 この十八年の外債処理法によりまして、まず本邦人その他友好國人の持つておりますところの外債は、本邦債に借りかえましたし、發行会社の所持しておりましたものは自己償却いたしました。その他のものは御承知の通り、政府が元金の支払い義務を承継したのであります。そして現在に及んでおるわけなのであります。今後外債の導入を促進するためにも、この旧外債の債権者の安心を請ふ必要がございますので、目下寄り／＼と外債をいかに処理すべきかという点について、關係方面と協議して、最も妥當な案を立案いたしたいと準備中でありまして。

○砂間委員 先ほど読み上げた外貨債処理法案によつて、政府承継の米英貨債の物上担保その他の原契約の効力は、元利支払い義務を除くほかこれを消滅させたことになつておるのであります。外国の債権者の原財団に對する担保権というものは消滅して、政府に肩がわりしておるものか、それとも生きておるものか、どうかという点であります。その点ひとつはつきりさせていたきたい。

○砂間委員 そういたしますと、日産法ができるときに、全國の電気事業を一社にしまして、そして外貨債等も一まとめにして政府が肩がわりすると

場財団の抵当権等がどういふことになつておるか、こういう点を尋ねたいわけなのです。

○岡田説明員 この十八年の外債処理法によりまして、まず本邦人その他友好國人の持つておりますところの外債は、本邦債に借りかえましたし、發行会社の所持しておりましたものは自己償却いたしました。その他のものは御承知の通り、政府が元金の支払い義務を承継したのであります。そして現在に及んでおるわけなのであります。今後外債の導入を促進するためにも、この旧外債の債権者の安心を請ふ必要がございますので、目下寄り／＼と外債をいかに処理すべきかという点について、關係方面と協議して、最も妥當な案を立案いたしたいと準備中でありまして。

○砂間委員 先ほど読み上げた外貨債処理法案によつて、政府承継の米英貨債の物上担保その他の原契約の効力は、元利支払い義務を除くほかこれを消滅させたことになつておるのであります。外国の債権者の原財団に對する担保権というものは消滅して、政府に肩がわりしておるものか、それとも生きておるものか、どうかという点であります。その点ひとつはつきりさせていたきたい。

○砂間委員 そういたしますと、日産法ができるときに、全國の電気事業を一社にしまして、そして外貨債等も一まとめにして政府が肩がわりすると

場財団の抵当権等がどういふことになつておるか、こういう点を尋ねたいわけなのです。

○岡田説明員 この十八年の外債処理法によりまして、まず本邦人その他友好國人の持つておりますところの外債は、本邦債に借りかえましたし、發行会社の所持しておりましたものは自己償却いたしました。その他のものは御承知の通り、政府が元金の支払い義務を承継したのであります。そして現在に及んでおるわけなのであります。今後外債の導入を促進するためにも、この旧外債の債権者の安心を請ふ必要がございますので、目下寄り／＼と外債をいかに処理すべきかという点について、關係方面と協議して、最も妥當な案を立案いたしたいと準備中でありまして。

○砂間委員 先ほど読み上げた外貨債処理法案によつて、政府承継の米英貨債の物上担保その他の原契約の効力は、元利支払い義務を除くほかこれを消滅させたことになつておるのであります。外国の債権者の原財団に對する担保権というものは消滅して、政府に肩がわりしておるものか、それとも生きておるものか、どうかという点であります。その点ひとつはつきりさせていたきたい。

○砂間委員 そういたしますと、日産法ができるときに、全國の電気事業を一社にしまして、そして外貨債等も一まとめにして政府が肩がわりすると

場財団の抵当権等がどういふことになつておるか、こういう点を尋ねたいわけなのです。

○岡田説明員 この十八年の外債処理法によりまして、まず本邦人その他友好國人の持つておりますところの外債は、本邦債に借りかえましたし、發行会社の所持しておりましたものは自己償却いたしました。その他のものは御承知の通り、政府が元金の支払い義務を承継したのであります。そして現在に及んでおるわけなのであります。今後外債の導入を促進するためにも、この旧外債の債権者の安心を請ふ必要がございますので、目下寄り／＼と外債をいかに処理すべきかという点について、關係方面と協議して、最も妥當な案を立案いたしたいと準備中でありまして。

○砂間委員 先ほど読み上げた外貨債処理法案によつて、政府承継の米英貨債の物上担保その他の原契約の効力は、元利支払い義務を除くほかこれを消滅させたことになつておるのであります。外国の債権者の原財団に對する担保権というものは消滅して、政府に肩がわりしておるものか、それとも生きておるものか、どうかという点であります。その点ひとつはつきりさせていたきたい。

○砂間委員 そういたしますと、日産法ができるときに、全國の電気事業を一社にしまして、そして外貨債等も一まとめにして政府が肩がわりすると

場財団の抵当権等がどういふことになつておるか、こういう点を尋ねたいわけなのです。

○岡田説明員 この十八年の外債処理法によりまして、まず本邦人その他友好國人の持つておりますところの外債は、本邦債に借りかえましたし、發行会社の所持しておりましたものは自己償却いたしました。その他のものは御承知の通り、政府が元金の支払い義務を承継したのであります。そして現在に及んでおるわけなのであります。今後外債の導入を促進するためにも、この旧外債の債権者の安心を請ふ必要がございますので、目下寄り／＼と外債をいかに処理すべきかという点について、關係方面と協議して、最も妥當な案を立案いたしたいと準備中でありまして。

○砂間委員 先ほど読み上げた外貨債処理法案によつて、政府承継の米英貨債の物上担保その他の原契約の効力は、元利支払い義務を除くほかこれを消滅させたことになつておるのであります。外国の債権者の原財団に對する担保権というものは消滅して、政府に肩がわりしておるものか、それとも生きておるものか、どうかという点であります。その点ひとつはつきりさせていたきたい。

と懇々と腹を打ち明けて、
談して、どうしたら日本の國のために
なるか、どうしたら日本の電気事業を
守ることが出来るかということを、も
つと日本人の感情と心臓をもつて私は
考えてもらいたいと思ふ。そういうふ
りな、まるで雲をつかむやうないいかげんなことを言つて国会といふものを
ごまかして——きよりも本会議で国会
審議權尊重といふことの決議案が論議

されましたけれども、今の政府委員の説明というか、答弁は何か奥歯に物がはさまったようで、陰で秘密取引をやつておるような感じを国民に抱かせるという事は私どもは遺憾にたえない。しかしそれ以上言わないとなれば、それはそれくらいで打ち切ります。

次に、公益事業委員会が、この間から論議されておりますように、非常に大きな権限を持つておるということでありまして、その権限の一つ／＼についてめんど／＼いから一々あげませんけれども、非常に大きな権限を持つてこの公益委員会の委員の任命について、政府が第七国会に提案したときには、この委員の任命は総理大臣がするけれども、衆参両院の承認を得るということがあります。ところが、今度の政令によりまして、その承認を得るというのを削つてしまつた。その上特定行為の禁止事項等にしましても、あ

その第何條かにあつてあるあの制限を一年間とか二年間とか停止するということにしておる。大体この電気事業を分断するについて、公益委員会の一審大きな仕事は最初の一年か二年で終つてしまふと思ふ。あとはごく簡単にやつてしまふのです。最初の再編成、電源の帰属はどこに行くか、電源の割当にしろ、いろ／＼の規則をつくるにしろ、こういうような重大なことを決定するその公益事業委員会の委員の任命を、吉田総理大臣が白たびをはいて一人で任命できるようなことにしてしまつて、そして国民の代表たる国会の承認すらも得ない、こういう専制的、独裁的にしたその理由はどこにあるか。

○横尾國務大臣 これは向うから来まして、書簡に付属した書類にそうなつておりますので、この理由について私から御説明はいたしかねます。かつまた申し上げておきます。重大なる委員でありまして、最も公平なる考慮を払ひまして、最も公平なる、最もいい方を選ぶつもりでおりますので、不公平があるとかその他のことに對しての御懸念はどうかお取去りを願ひたいと思ふのであります。

○砂間委員 向うから来たのだからしやうがない、こういう形でいつでも逃げる。これこそ褒龍の袖にかくれるという行き方だと思ふ。少くとも日本の通商行政をあつかる横尾通商大臣は、そういう政令で向うから言つて来たかもしれないが、そういうやり方が民主的でないかどうか、通商大臣の所信、信念を伺ひたい。

○横尾國務大臣 そのことに関しましては私は御答弁いたしかねます。

○砂間委員 答弁しないというのはいふん国会をばかにしたものだと思ふ。自分の意見はいくらでも述べることはできると思ふのです。政令でこういうようにしてやれと言つたから、それはしかたがないから、占領下だからやる。やるけれどもこれが日本のためになるかならぬか、民主化の線に沿つておるかどうか、その個人の意見を国会で述べられない、そんなことはない。しかし述べられないのならしやうがない。それだつたら次にいきます。

○横尾國務大臣 これは向うから来まして、書簡に付属した書類にそうなつておりますので、この理由について私から御説明はいたしかねます。かつまた申し上げておきます。重大なる委員でありまして、最も公平なる考慮を払ひまして、最も公平なる、最もいい方を選ぶつもりでおりますので、不公平があるとかその他のことに對しての御懸念はどうかお取去りを願ひたいと思ふのであります。

と正当な事由があれば電気またはガスの供給を拒んでいいということになると思ひますが、この正当なる事由とはどういふことですか。

○横尾國務大臣 供給する必要があると認められるものは正当なる理由の一つだと思ひます。

○砂間委員 先ほども申しましたように、電気の割当と料金が一般の勤労大衆に對しては非常に苛酷であります。これは大口の特定の大資本家の業者をもうけさせるためにいふんえこひいきなでたためをやつておる。一般の人、小口の消費者、需要家なんかは割当が少くて、ちよつと超過すると目の玉の飛び出るような超過料金をかけられるものだから、この料金が払えないでいる。そういうときに、最近あちこちでやつておるのですが、日発の会社の方からやつて来てどん／＼ぶつた切。公益事業である以上、私は主食にひといしこの電気を切つてしまつてまつ暗やみにするといふことはとほりもないことだと思ひますが、こういうことはここでは是認されておるのですか。

○横尾國務大臣 私らが物を買いますときに、たくさん買ふときと少く買ふときでは、やはりそれ／＼値段に多少の差があると思ひます。同様に大口需用者にはまゝとまつて賣りますので、わずかのものをたくさん合せて買ふよりも、私は安く供給しても、これは不公平ではないと考へております。またあなたの考へ方と私の考へ方は違ひますしやうが、私はそういうふうにお話るのでございませう。それから今のお話で、料金を払わなかつたら切るといふようなことをおつしやるけれども

、われ／＼の聞いておりますところでは、やはり何べんも足を運んで、しかる後払わなかつたときには切るといふことではあります。あるいはこれは私の聞き違ひかもしれないませんが、私も今までそのように聞いて、そのように信じておるものであります。われ／＼も現にそのようにやつて来ておるものであります。

○砂間委員 この点は小さな問題ですが、から大臣でなくともよろしいが、事実切つておるのです。今電氣は主食と同じやうに非常に重要なことになつておるのですが、貧乏人の家で、赤ん坊があつておつぱい夜中にやるにしても、まつ暗やみではやることができない。そういうときに、一燈も残さずに切つてしまつてまつ暗やみにする、こういうことが今の電氣事業規則できまつておるのですか。私も聞いておるところによると、保安燈とかなんとかいふのを一燈くらい残しておくとおつとが建前になつておると思ふのです。が、それを全部切つてしまつて、まつ暗やみにしておる、こういうことをどう／＼やつておるのです。こういうことも政府は是認されておるのですか。

○横尾國務大臣 物を買いますのに、対価を払わないで持つて帰つていいかどうかといふことは同意見だと思ふのであります。なるほど主食と同一な重要性を持つておりますけれども、それだからといって、代償を払わないで電力をほしいままにするといふことは断じて許されないと思ふのであります。しかもただいま大臣から申し上げましたごとく、何回も催促をして、あらゆる方法を講じて請求しておるにもかかわらず、なおかつ支払わないといふこ

とは、結局無償で物を持つて帰つたと同一の結果だと考へるのであります。当然そういう者に対しては送電を停止しなければならぬのであります。

○砂間委員 憲法には国民は生きる権利がある。健康にして文化的な生活を営む権利があるといふことが書いてある。それを、とほりもない料金を獨占企業がかつてにきめておいて、それを払わないからといって、一定の期間がたつたら／＼切つてしまふといふやうな横暴なことは、私は許されなかつたと思ふのであります。資本主義の世の中、金銭売買であるからといって一箇月や二箇月滞納したからといって、すぐ切るといふやうな苛酷なやり方は、これは、人間のやるべきことではないと思ひます。

なおこの料金の点についてお伺ひしたいのですが、あの進駐軍の電氣の料金は日本人の料金と同じやうに取立てておられるのですか。

○横尾國務大臣 同様であります。

○砂間委員 私どもが聞いたところによりますと、これは何でしたら証拠を出してもいいのですけれども、進駐軍の方も割当があるやうであります。それを超過していくら使つてもその超過料金は九割までは水力の料金でつておるといふことを聞いております。こういうことは違法ではありませんか。またこういうことがあつたといふことを知つていて、監督官庁であるところの通産省は黙過されておるのですか。

○横尾國務大臣 先般も申し上げましたが、日本の現在の段階は占領されておるのであります。従つて総司令部の方から／＼／＼という命令が来ま

のが非常に強化されることは明らかな事実だと思ひます。すでにそれが電力料金のおやこしい地域差の面にも現れておる。去年の冬は全国の猛烈な反対によつてその実施が延期されましたが、今年は九月十八日のマールカッ・メモランダムによつて十一月から施行されるといふことになつておりまして、その制当あるいは料金制度などを通じて、徹底的に外国資本が日本の産業を下請けにし、軍事的に再編成するに都合のよいようにするために支配権を確立する、そういう方向に持ち来されておる。そしてその一番の大もとであるところの公益事業委員会なるものはまるで国会の関與できないような總理府の外局として、その委員の任命は吉田總理がするといふ形になつておりますが、そういう形をつくつておいて、どこかの偉い人が有力な発言をして公益事業委員会を指図できる、こういう仕組みになつております。こういう案は私も日本国民としては徹頭徹尾賛成でき得ないのでありまして、政令が出たからしかたがないと申しておられますが、しかしこれは日本政府として、こういう状態になることが今後の運営によつてはつきりするならば、これは總司令部であるうがどこであるうがひとつ強腰になつて十分ふんどしを締めて、日本国民の利益を代表するために闘つてもらいたいといふことを強く要望いたして、私の質問を一応終ります。

○小金委員長 次は多武良君三君。

○多武良委員 一昨日来同僚委員から種々質問が行われましたので、大体の見当はついて来たのでありますが、公益事業委員会につきまして二、三御質問いたしたいと思ひます。

電気が事業の将来に大きな役割をなすところの公益事業委員会がつかさどる事務あるいは権限、これは国民が大いに關心を持つておるところと存じます。砂間君はめんどうくさいから、これは質問しないと思ひましたが、私はこの事業令の第四條並びに第五條の敷点につきまして御質問したいと思ひます。

まず第一に、第四條に「電気及びガスの料金を適正すること」といふことになつておりますが、電気料金の決定は、先般大臣からも御説明がありましたが、大体純然たる原価主義を採用すべきであるといふことは承知できるものでありますが、ガスの料金はゴータスその他の副産物の価格によりまして著しく影響を受けますから、必ずしも純然たる原価主義を採用することは困難にやないかと思ひますが、この二つの異なるた料金を適正にすることは相当めんどろな仕事でありまして、これをどういふふうにして政府は解決して行かれるか、適正な料金とはどんなものであるかといふことを御説明願ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 ただいまの御質問の中に原価主義といふことを言われましたが、もちろん原価を基本としなければ適正な価格は出ないのであります。しかしながらガスのごとく、ゴータスその他の副産物が出る業種につきましては、ただガスだけの原価主義をとるのではないのでありまして、ゴータスその他の副産物を全部一応取入れまして、そしてどの点に価格を置くことが適切であるかといふことの選定が行われると考へておるのであります。

○多武良委員 次に第二項と第三項であります。公益事業の経理及び会計を適正にするといふこと、公益事業の運営を調整することと別々に記載されておりますが、これは同じように解釈されるのでありますが、そこにどういふ意味の違いがあるのか、これをひとつ伺ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 これは別に明記する必要はなかつたかもしれませんが、一応経理会計と運営といふことを別に考へてどういふふうに分けて来たかと考へるのであります。ほかに特殊な理由はないのであります。

○多武良委員 これには「公益事業の運営を調整し」といふふうにして書いてあります。従来電力局が行つておりましたところのコントロールとは意味を異にしておる。私は解釈いたしております。そこでこの委員会が当然規則をつくるのでありますが、その規則の調整という意味が、コントロールと聞連えられような規則がつくられると困るのであります。そういう点政府はどういふふうにお考えおられますか。

○首藤政府委員 この場合の調整といふことは、大体合理的に経営させるといふことを主として考へておると御了解を願ひたいと思ひます。

○多武良委員 そちらで調整するといふことと、従来コントロールしたといふことと意味が全然違ふことになりませんか。

○首藤政府委員 そうです。

○多武良委員 それでは第五條の委員会の権限について、いろ／＼とここに記載されておりますが、第二項に収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な

支拂をすること。といふふうになつておりますが、この収入金とはどういふものを予想しておるかお伺ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 公益事業委員会の収入金といふことは、特にめづしいものでないと思ひますが、ただ各省その他政府機関の所掌権限事項を規定いたしました場合には、明文的に大体どういふものが全部入つておるのであります。たとえば層紙などがたくさんあります。そのほか細かい事例があると思ひます。そのように御了承願ひます。

○多武良委員 次に第九項に「所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し及び刊行すること」といふふうになつておりますが、刊行物とはどんなもので、これは一般に販売する目的でつくられるのか、あるいはまた無料配布を原則として考へておられるのか、お伺ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 公益事業委員会は政府機関でございますので、大体におきまして無料配布が原則になるといふふうになつております。それからこれはどういふものかといふ点であります。主として国内の電源、あるいは電気事業に関する諸般の調査、あるいは国外の電力調査なり、あるいはガスの関する同様の調査が予想されると思ひます。

○多武良委員 次に第十四項であります。が、「所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可又は認可をすること」といふふうになつておりますが、「公益法人その他の団体」とはど

ういふものであるか。たとえば電気協会とか、ガス協会とかそういうものもやはり「その他の団体」に含まれるかどうか、お伺ひたいと思ひます。

○首藤政府委員 ただいま御指摘の通りでございます。民法上の団体がこれに入るものでありまして、ガス協会、あるいは電気協会は当然入ります。

○多武良委員 次に第十七項「公益事業の会計についての基準を定め、資産の価額を査定し、云々とあります。が、会計基準とはいふかなるものであります。また資産の価額を査定する方法はどのようにするのでありますか、ひとつ具体的に御説明を承りたいと思ひます。

○首藤政府委員 会計につきまして、基準を定めるのでございますが、これは料金算定の基礎にいたしましたために、九つの電力会社につきまして会計の監査をいたしますが、そういう場合におきまして、一定の基準によりまして、各会社共通の方式で会計ができておきませんと、調査し、あるいは監督上不便でございますので、そういう意味における基準を定めるわけでございまして、それから資産の価額につきまして、それは取得価額を基礎にいたしまして、それから減価償却を差引くというふうなことに、大づかみに言いますと、相なると思ひますが、いずれも詳しくは公益事業委員会の方で具体的に決定するといふことに相なつております。

○多武良委員 次にガス事業におきまして二、三政府の御見解を承りたいと存じます。すなわちガス事業は電気事業と事業の性格及び事業施設の規模におきまして著しく相違をいたしております。従業員、役職員、十数名という

よるな、小さな規模のものから、数千人という大規模なものまで合せて、全国にガス会社は約七十社ほどあると承つておりますが、これを電気事業のよるな大規模なものと同じに取扱ふことは、ちよつとむづかしいかと思ひます。この点につきまして業者も非常に心配しておる節もありまして、公益事業委員会にガス部とか、ガス課というよるなものを特別に設けるお考えがあるかどうか、承りたいと思ひます。

○**通商産業委員会** 御指摘の点はごもつともございまして、これは公益事業委員会がきめるわけでございまして、よるな特別な担当部課がございまして、事務の引継ぎのときに、さようにはか

○**多岐委員** 次にこの政令はどうもガスの方が電気の方と比較しまして輕視されがちであります、事業者にとりましては非常に心配な点がたくさんありますので、二、三その心配の点を申し上げまして、政府から善処していただくように希望を申し上げます。さらにまたガス事業は乾溜工業でありまして、当然種々の関連事業がござい

○**通商産業委員会** ガス事業につきまして、当然に関連事業としてコークス等があるわけであります、ガス事業会社が関連事業といたしましてコークスを同時にやるといふことは、これはもちろんのことであると思ひます。なおコークス事業につきましては行政上の所管というものは公益事業委員会の方には移りません、通産省の方に今後残ると思ひますが、ただいま御指摘のございました点につきましては、十分注意いたして運用して参りたいと思ひます。それから従前のガス事業法に

○**田代委員** 簡単に二、三質問をいたします。まず第一に公益事業委員会は日本経済にとりまして未だかつてない機関でありまして、絶大な力を持った機関であります、これが発足し、活動を開始した後にございしても、なおその上の点が落ちておりますけれども、道路の使用料の問題でありますとか、報償契約の内容等につきましては、公益事業の運営上至大な関係がございしますので、従前特別にめんどろな問題もな

○**通商産業委員会** 最後は同僚福田委員から大臣に先ほど質問をしたのであります、合理化に努力していただきたいと希望するのであります、これらにつきまして政府はどのように現在考えておられるか、また多少具体的な御所見がありましたら、お伺いしたいと思ひます。

○**通商産業委員会** 公益事業委員会が合理的に努力していただきたいと希望するのであります、これらにつきまして政府はどのように現在考えておられるか、また多少具体的な御所見がありましたら、お伺いしたいと思ひます。

○**田代委員** 最後は同僚福田委員から大臣に先ほど質問をしたのであります、合理化に努力していただきたいと希望するのであります、これらにつきまして政府はどのように現在考えておられるか、また多少具体的な御所見がありましたら、お伺いしたいと思ひます。

すが、電気ガスに関する研究機関を存置していただきたい。これに對しまして大臣からはコンサルティング・エンジニア云々というよるな御答弁があらうたのであります、特にこの公益事業委員会につきましては重要でありますから、電気ガスに関する研究機関というものは大きな目的で、大きな予算で存置していただきたい。かようにお願いするものであります。

○**通商産業委員会** 先ほど大臣から福田委員に答弁されておりましたが、ごもつともな御発言でありまして、できるだけ御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○**多岐委員** 終ります。

○**田代委員** 簡単に二、三質問をいたします。まず第一に公益事業委員会は日本経済にとりまして未だかつてない機関でありまして、絶大な力を持った機関であります、これが発足し、活動を開始した後にございしても、なおその上の点が落ちておりますけれども、道路の使用料の問題でありますとか、報償契約の内容等につきましては、公益事業の運営上至大な関係がございしますので、従前特別にめんどろな問題もな

○**通商産業委員会** 今日からこれらの問題について想定いたしますことは困難でありますけれども、重要な産業でありますと同時に、電気事業に對しましては強力な監督権を持つておる点から考えまして、ある場合には司令部の方からいふ／＼の命令が来るべきことがあるかと思ひます。しかしながらこれはまつたく仮定の問題でありまして、具体的に申し上げることは困難であります。

○**田代委員** これは議和会議が成立した後にございしても、そういう懸念を同時に予想されるのですか。

○**通商産業委員会** 議和ができましたら、当然独立国になりますから、さうな命令はないと思ひます。

○**田代委員** 私はその点に關しまして依然として懸念をいたすのであります、これは見解の相違といふことになりまして、打ち切りますが、次に今度の分断問題と特需向けの電力の配分の問題なんです、朝鮮事変が起る前から――また起りましては特にそのよるな傾向を持つていふと思ひます、けれども、電力が特需向けに、特によけいに配分されていふというよるな傾向になつていふが、實際どの程度になつておるか、ごくあらましでも御説明願ひたい。

○**通商産業委員会** 特需産業なるがゆゑに特に電力を豊富に供給するといふことはいたしてないものであります。特に料金におきまして、従来生産量が非常に少なかつた場合の基準がやはりそのまま引き繼がれて、特需によつて非常に消費がふえた場合におきまして、このふえた分は超過料を徴収して、いふよるな措置をいたしておるものであります、この面に特別な措置は今日までいたしてないものであります。

○**田代委員** 大官は事実を曲げて説明されたと思ひます、これはもう今度の朝鮮事変が起る前から、私たちが調査したのによります、群馬県、群馬町にありまして、関東電機、関東電化あるいは関東製鋼、こゝういう三つの会社の関係から見まして、関東電機に御承知のよるに火薬をつくつて

○**通商産業委員会** 先ほど申し上げましたごとく、基本的には特需なるがゆゑに特に低廉な料金でたくさん供給するといふことはやつてないものであります。しかしながら、五百キロ未満の消費量に對しましては、地方通運局において割当いたしておつたのであります。同時に三箇月ごとにこれを更新いたしておりますので、その前々期の消費量が非常に多いとか、あるいは昨年同期のものを対象としたしまして、新しい配給量をきめる。さらにまた現実にその工場の生産の状況、これらも申請によります、配給上に相当考慮されるという措置はとつておりますか

ら、あるいはその当時の生産量が非常に増加したということになります。すなわち、電力の割当量も若干の増加を見られるかと存するのではありませんが、これはひとり特需なるがゆえにそういう措置をとつておるのではないのでありまして、あらゆる産業にそれと同じ措置をとつて来ておるのであります。

○田代委員 特需なるがゆえにそういう措置をとつておるのではないと言われますが、現実の具体的な事実はそのようになつております。

次に質問いたしますが、昨日来の次官の御答弁によりますと、今度の電気事業の再編成問題、あるいは公益事業委員会をつくるという問題、九分断という問題は、自由党が常に主張されてきたところのほんとうの自由経済に行く過渡的な形態としてこれをとつておるのである。これは十分自由方式がとれておらない、従つてまだ統制の面あるいは独占の面が多少残つていなければならない、行く／＼は十分経済を自由方式の方向へ持つて行くつもりであるというふうに説明されましたが、依然としてそのようにお考えになつておるかどうかというのをあらためてお尋ねいたします。

○首藤政府委員 まつたくその通りであります。と同時に、先ほど申し上げましたごとく、この九分断は独占禁止法という確固とした根拠によつてどうしてもやらなければならない運命にあることもあわせて御了解を願いたいと思ふ次第であります。

○田代委員 私は、首藤次官の認識が非常に時代遅れであるか、さもなければ非常にでたらめな答弁をされておるといふふうに解釈せざるを得ないので

あります。と申し上げますのは、しばらく問題になりましたように、分断しましたも、その地域における独占は、電力料金の問題におきまして、配分の問題におきまして、より強化される。そして一般の消費者あるいは農民といふような人、あるいはまた水力電源の少い地域が非常に不利な地位に立つ。

先ほど九分断することによつて、そこに自由競争が行われ、その結果電料金が安くならうし、また電力も豊富にできるよくなるだらうというふうな見通しでありまして、決してそのようになるとは考えられません。たとえば九州なら九州と、関東なら関東と地方とを比べまして、関東が非常に安から九州も安くなるというふうには行かぬのであります。それは関東における電源の事情と九州における電源の事情とは違ふ。だから電料金の開きが出て来るのは当然じやないかと言われますれば、これはどうにもしようがないのであります。従つて依然として独占形態、またそういう料金の独占価格は強化されるということがはつきり言えるのであります。世界の大勢から申しましても、また現在の日本の情勢から申しましても、自由経済に行くというふうなことが、いかに時代認識を誤まつた夢であり、またこれがでたらめであるかということがはつきり言えるのであります。現在アメリカのごとき、経済自身、予算自身が、あの自由経済を典型的に主張します国におきまして、戦時体制、統制の強化といふことがもうはつきり出ております。これは当然日本にも響いて来ますし、今後これはますます強化されるでしょう。

自由経済を考えるとということ自体が、

もう現在の経済的な感覚では了解できないといふことがはつきり言えるのであります。ここに私は自由党なり政府なりの考え方が根本的に破綻を来しておるということがはつきり言えると思ふのであります。そういう点からなおはつきりした次官の御答弁をお願いいたします。

○首藤政府委員 一国の経済を發展せしめる方途といはしまして、統制経済がいいか、自由経済がいいか、これは過去何百年の事実によりまして、自由経済がいいということは議論の余地がないのであります。ただ統制経済はやむを得ない場合にのみ限つてこれをやる、それは要するに需給のバランスがアンバランスになりまして、供給が不足する場合に、これを重要な場所、あるいは公平に配給するといふ建前から、やむを得ない結果の対策でありまして、供給が豊富になりましたら、一刻も早くかような措置は中止いたしまして、自由経済に移行するのがほんとうだといふ考えを持つておるのであります。最近各国の軍備拡張から、個々の商品につきましては、御指摘のような供給不足のものができる、従つてその国におきましては、これらの消費に對して統制あるいは間接統制の措置を講じておられますが、これらは根本的に申し上げますれば政策的な行為なのであります。しかしながら現実の問題につきましても、かような事態が起りますれば、その個々の消費につきましては適当な対策をとつて行く、これがやはり現実のその国の経済安定を目的とした方途としては適当な措置だと考えておるのであります。

○田代委員 驚くべき独断なお説を伺

いまして、過去何百年来自由経済がよろしい、現在なおよろしいということが結論になつて出て来るといふことを強力に主張されますけれども、少くとも経済の実際、世界の事情、また経済学といふものを一ページおひもときなれば、どういふでたらめは私には言えないと思ひます。自由経済の発展しましたイギリスにおきましても、あるいは先ほど申しましたようにアメリカの事情から申しましても、現在自由経済でいふこともさつちも行かなくなつておる。現在の世界の大勢として進みつつある統制経済といふものは、ある独占資本家間の利益、個人的な利潤のために、がむしやにこれを統制するといふのではなくして、全体の社会大衆、国民全体の利益の立場から統制される経済でありまして、そういう経済が優秀であり、卓越しておるといふことは世界の事情がはつきりこれを示しております。私はソ連の事情を申すまでもなく、ソ連がおきらいでありますならば、英国の方目をお向けになればはつきりわかります。あの英国の産業形態といふものは、電気産業にいたしましても、あるいは製鉄産業にいたしましても、あるいは鉄鋼産業にいたしましても、鉄鋼産業、あらゆる重要な基幹産業に對しましては、統制の方にいつつありますことは私が申し上げるまでもないのであります。いかに現在の政府、また自由党といふものは時代に逆行しているか。個人的な独占資本家の利益のために、こういふ時代の流れに反する政策を強行しておるか。そしてこの方式といふものはすでにスタートにおいてははつきり破綻しておるといふことが結論として言えるのであります。

次に先日私が一番危惧を感じておるの、九分断問題と、労働者の低賃金、あるいは労働強化、あるいは官切問題であります。これは自由党の同僚議員諸君も、この分断によつて整理があるといふようなことはしてくれないといふことを言われ、また大臣も次官もそのようにはいたさないようにいたします。また、したいのであります。このことを言葉の上ではおつしやいましたけれども、私は單なる、そういう抽象的な言葉では安心ができないのであります。事実そういう資本家といふものは自分の利益のためには、労働者がこの年の額が越せようが越せまいが、どうなつてもいい。労働者にとりましては官切りといふことはまつたく生命に関する問題、年の額を控えて今後失業するといふことは、もう將來いかに就職し得るかという決定的な生命に関する問題であります。利潤のためには、資本家といふものは冷酷きわまる形で首を切り、あるいは低賃金を押しつけるのであります。すでにレックス・バージといふような親戚によつて、多量の電気産業に従事いたしました兄弟諸君が官切られたことは御承知の通りであります。またそういうふうに断定せざるを得ないのであります。ところでこの九分断によりまして、おそろしくもうすでに準備されておるでありまして、より官切りを、政府は、そして次官は、はつきりそういうことをなさないようにするといふことを、われ／＼の前に断言されるかどうかお尋ねいたします。

○首藤政府委員 自由経済が時代逆行であるという御指摘であります。現政府、並びに自由党は民主政治を確立

	頁	段	行	誤	正
二 二 一				試掘權	採掘權

昭和二十五年十二月十五日印刷

昭和二十五年十二月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁